

# 株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項 2 号、第 801 条第 3 項 3 号  
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2024 年 6 月 3 日

株式会社ラストワンマイル

株式会社 CITV

2024年6月3日

東京都豊島区東池袋四丁目21番1号  
アウルタワー3階  
株式会社ラストワンマイル  
代表取締役 渡辺 誠

東京都千代田区神田須田町一丁目34番4号  
株式会社CITV  
代表取締役 吉田 智子

## 株式交換に関する事後開示事項

株式会社ラストワンマイル(以下、「ラストワンマイル」といいます。)及び株式会社CITV(以下、「CITV」といいます。)は、2024年4月10日付でそれぞれとの間で締結した株式交換契約(以下、「本株式交換契約」といいます。)に基づき、2024年6月3日を効力発生日として、ラストワンマイルを完全親会社、CITVを株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を行うとともに、株式交換の効力発生後にCITVを分割型会社分割の新設分割により、集合住宅向けインターネット(無料インターネットマンション)事業を行うCITV光株式会社と取得対象事業以外の事業を行うCITVに分社化し、さらに、本新設分割の効力発生後にCITVの株式を本株式交換契約締結時点におけるCITVの株主に対して譲渡する一連の取引を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、同第801条第3項3号及び会社法施行規則第190条により開示すべき事項は、記載のとおりです。

### 記

#### I. 本株式交換に関する事項

##### 1. 株式交換が効力を生じた日(会社法施行規則第190条)

2024年6月3日

##### 2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第190条第2号)

###### (1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

本株式交換をやめることの請求を行ったCITVの株主はおりませんでした。

###### (2) 会社法第785条の規定による手続の経過

CITVは、会社法第785条第3項の規定により、2024年4月30日付で、CITVの株主

に対し、本株式交換を実施する旨、並びに株式交換完全親会社であるラストワンマイルの商号及び住所を通知しましたが、会社法第 785 条第 1 項の規定による株式の買取請求を行った CITV の株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 190 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

本株式交換をやめることの請求を行ったラストワンマイルの株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

ラストワンマイルは、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 5 月 10 日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である CITV の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。また、会社法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求を行ったラストワンマイルの株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数(会社法施行規則第 190 条第 4 号)

本株式交換によりラストワンマイルに移転した CITV の株式の数は 16,475 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項(会社法施行規則第 190 条第 5 号)

(1) ラストワンマイルは、会社法第 795 条第 1 項の規定により、2024 年 5 月 31 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(2) CITV は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2024 年 4 月 25 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) ラストワンマイルは、本株式交換が効力を生じる時点の直前時の CITV の株主に対して、その所有する CITV の普通株式 1 株につきラストワンマイルの普通株式 7.162009 株の割合をもって、ラストワンマイルの普通株式を割当交付いたしました。なお、ラストワンマイルが割当交付したラストワンマイルの普通株式の合計は 117,994 株であり、そのうち 50,000 株をラストワンマイルが保有する自己株式により充当し、67,994 株は新たに発行しております。

(4) 本株式交換により増加したラストワンマイルの資本金及び準備金は以下のとおりです。

①資本金 : 0円

②資本準備金 : 会社計算規則第 39 条に従いラストワンマイルが別途定める額

③利益準備金 : 0円

以上